

低炭素建築物新築計画に係る技術的審査手数料 新旧対照表(令和7年4月1日施行)

旧		新																										
令和5年10月1日改定		令和7年4月1日改定																										
<p>■一戸建て住宅 (単位：円) ( ) 内は税込み金額</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">単独審査</td> <td>200㎡以内</td> <td>40,000(44,000)</td> </tr> <tr> <td>200㎡超</td> <td>50,000(55,000)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">併願審査※</td> <td>10,000(11,000)</td> </tr> </table> <p>■共同住宅等</p> <table border="1"> <tr> <td>単独審査 建築物全体の審査※2</td> <td>基本料金+ (戸当たり料金×総住戸数) + 共用部料金 基本料金 90,000 (99,000) 戸当たり料金 2,500 (2,750) 共用部料金 90,000 (99,000)</td> </tr> <tr> <td>併願審査 ※1</td> <td>上記単独審査の1/2とします。</td> </tr> </table> <p>※1 併願審査料金の適用は併願対象業務と同じ計算内容で、同時申請の場合に限ります。 ※2 共同住宅等における併願審査で共用部の審査を低炭素の申請で初めて行う場合は基本料金及び戸当たり料金にのみ1/2を適用し、共用部料金は90,000円(税込99,000円)とします。</p>		単独審査	200㎡以内	40,000(44,000)	200㎡超	50,000(55,000)	併願審査※		10,000(11,000)	単独審査 建築物全体の審査※2	基本料金+ (戸当たり料金×総住戸数) + 共用部料金 基本料金 90,000 (99,000) 戸当たり料金 2,500 (2,750) 共用部料金 90,000 (99,000)	併願審査 ※1	上記単独審査の1/2とします。	<p>表1 一戸建ての住宅 (単位：円) 【 】 内は税込み金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>省エネ基準の評価方法による区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">～200以下</td> <td>いずれも標準計算</td> <td>47,000【51,700】</td> </tr> <tr> <td>その他の方法</td> <td>39,000【42,900】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200超</td> <td>いずれも標準計算</td> <td>55,000【60,500】</td> </tr> <tr> <td>その他の方法</td> <td>45,000【49,500】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特記事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計住宅性能評価との併願申請手数料については、住宅性能評価業務規程で定める。</li> <li>「いずれも標準計算」とは、外皮性能基準（以下「外皮性能」という。）及び一次エネルギー消費性能基準（以下「一次性能」という。）とも、標準計算による方法をいい、「その他の方法」とは、外皮性能又は一次性能を、標準計算、仕様基準若しくは誘導仕様基準のいずれかの方法によるものいう。</li> <li>計画変更又は軽微変更該当証明の料金は、変更内容により別途協議とする。</li> <li>適合証の再交付の料金は1住戸当たり5,000円【税込5,500円】とする。（次表において同じ。）</li> <li>本規定に定めのない事項又は、その他適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができる。（次表において同じ。）</li> </ol>		延床面積 (㎡)	省エネ基準の評価方法による区分	手数料	～200以下	いずれも標準計算	47,000【51,700】	その他の方法	39,000【42,900】	200超	いずれも標準計算	55,000【60,500】	その他の方法	45,000【49,500】
単独審査	200㎡以内		40,000(44,000)																									
	200㎡超	50,000(55,000)																										
併願審査※		10,000(11,000)																										
単独審査 建築物全体の審査※2	基本料金+ (戸当たり料金×総住戸数) + 共用部料金 基本料金 90,000 (99,000) 戸当たり料金 2,500 (2,750) 共用部料金 90,000 (99,000)																											
併願審査 ※1	上記単独審査の1/2とします。																											
延床面積 (㎡)	省エネ基準の評価方法による区分	手数料																										
～200以下	いずれも標準計算	47,000【51,700】																										
	その他の方法	39,000【42,900】																										
200超	いずれも標準計算	55,000【60,500】																										
	その他の方法	45,000【49,500】																										
(新設)		<p>表2 共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分 (単位：円) 【 】 内は税込み金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料 (共用部を含んだ額)</th> <th>戸当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>230,000【253,000】</td> <td>3,000【3,300】</td> </tr> </tbody> </table> <p>全ての住戸評価の省エネ基準にかかる外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせの場合は、本表又は前項で算定した徴収額に、下表右欄の数値を乗じた額を適用する。この場合において、徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とする。以下同じ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせ</th> <th>徴収額に乗ずる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>【外皮性能】及び【一次性能】とも、仕様基準又は誘導仕様基準</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>「仕様基準」とは、平成28年国土交通省告示第266号による基準をいう。</p>		基本料 (共用部を含んだ額)	戸当たり料金	230,000【253,000】	3,000【3,300】	外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせ	徴収額に乗ずる数値	【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9	【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算	0.8	【外皮性能】及び【一次性能】とも、仕様基準又は誘導仕様基準	0.7													
基本料 (共用部を含んだ額)	戸当たり料金																											
230,000【253,000】	3,000【3,300】																											
外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせ	徴収額に乗ずる数値																											
【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9																											
【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算	0.8																											
【外皮性能】及び【一次性能】とも、仕様基準又は誘導仕様基準	0.7																											

「誘導仕様基準」とは、令和4年国土交通省告示第1106号による基準をいう。

(1) 非住宅 (単位：円) ( ) 内は税込み金額

延べ面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0～500	180,000 (198,000)	n × 70,000 (77,000)
500超～1,000	200,000 (220,000)	n × 100,000 (110,000)
1,000超～2,000	250,000 (275,000)	n × 160,000 (176,000)
2,000超～3,000	280,000 (308,000)	n × 195,000 (214,500)
3,000超～5,000	350,000 (385,000)	n × 220,000 (242,000)
5,000超～8,000	410,000 (451,000)	n × 260,000 (286,000)
8,000超～10,000	460,000 (506,000)	n × 305,000 (335,500)
10,000超～20,000	700,000 (770,000)	n × 360,000 (396,000)
20,000超～50,000	760,000 (836,000)	n × 390,000 (429,000)
50,000超	相談	相談

併願審査※1	30,000 (33,000)	30,000 (33,000)
--------	-----------------	-----------------

※1 併願審査料金の適用は併願対象業務と同じ計算内容で、同時申請の場合に限ります。

注1 複合建築物の技術的審査の料金については別途見積もりとします。

注2 変更技術審査の料金は単独審査料金の1/2となります。

注3 再交付料金は1通につき5,000円(税込5,500円)申し受けます。

表3 非住宅若しくは複合建築物の非住宅部分 (単位：円) 【 】内は税込み金額

延べ面積 (㎡)	標準入力法 (主要室入力法)	モデル建物法
0～100	105,000 【115,500】	n × 45,000 【49,500】
100超～300	140,000 【154,000】	n × 60,000 【66,000】
300超～500	185,000 【203,500】	n × 75,000 【82,500】
500超～1,000	205,000 【225,500】	n × 105,000 【115,500】
1,000超～2,000	255,000 【280,500】	n × 165,000 【181,500】
2,000超～3,000	285,000 【313,500】	n × 200,000 【220,000】
3,000超～5,000	355,000 【390,500】	n × 225,000 【247,500】
5,000超～8,000	420,000 【462,000】	n × 265,000 【291,500】
8,000超～10,000	470,000 【517,000】	n × 310,000 【341,000】
10,000超～20,000	715,000 【786,500】	n × 365,000 【401,500】
20,000超～50,000	775,000 【852,500】	n × 395,000 【434,500】
50,000超	相談	相談

n：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる（工場モデルを除く）。

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

【特記事項】

1 「いずれも標準計算」とは、外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準とも、標準計算による方法をいい、「その他の方法」とは、外皮性能又は一次性能を、標準計算、仕様基準若しくは誘導仕様基準のいずれかの方法によるものいう。

2 共同住宅等とは、共同住宅、長屋又は兼用住宅をいう。

3 表3に例示した評価方法以外による場合は、別途見積もりとする。

4 表2において、全ての住戸の外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み合わせの場合は、表2で算定した徴収額に、下表右欄の数値を乗じた額を適用する。この場合において、徴収額に100円未満の端数が生ずる場合は切り捨てた額とする。以下同じ。

外皮性能基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価方法の組み合わせ	徴収額に乗ずる 数値
【外皮性能】標準計算、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準	0.9
【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】標準計算	0.8
【外皮性能】及び【一次性能】とも、仕様基準又は誘導仕様基準	0.7

5 複合建築物の場合は、住宅部分は表2（第3項を適用した場合は当該額）により算定した額と、表3で算定した額の合計とする。この場合において、表3中「申請部分の床面積」とあるのは「非住宅部分の申請部分の床面積」と読み替えて適用する。

6 建築物省エネ適合性判定、住宅性能評価（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に限る。）、長期使用構造等確認申請と、このBELS評価若しくは低炭素建築物新築計画に係る技術的審査（以下「併願対象業務」という。）を申請した場合は、それらは同じ計算方法であり、かつ、そのまま使用できる場合に限り、本表にかかわらず申請の区分により次のとおりとする。

建て方の区分	手数料
一戸建ての住宅	15,000円【税込み16,500円】
共同住宅等	本表の1/2の額
非住宅	30,000円【税込み33,000円】

7 併願対象業務のいずれかのみを申請をした場合は、協議によりいずれかの申請を前項の規定により算定した額の1/2とする。

8 併願対象業務において、共用部分の評価をこの申請で初めて行う場合は、住宅部分のみ1/2の額とし、共用部分は第3項の額を加算する。

9 変更申請手数料は変更の程度により、計画変更時における表1から表3までの判定料金の1/2とする。

10 評価書を再発行する場合は1通につき5,000円【税込み5,500円】とする。

11 本規定に定めのない事項又は、その他この規定を適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができる。

附則

（施行期日）

1 この技術的審査料金（以下「新料金規程」という。）は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 新料金規程が施行されるまでに、旧料金規程により作成した見積書は、令和7年3月31日をもって、効力を失う。